

令和 7 年 4 月

読者各位

株式会社日本法令 出版部

『設例と申告書記載例で理解する
最新 賃上げ促進税制のすべて [2024－2027 年度版]』
お詫びと訂正

下記のとおり、本書中に誤りの箇所がございました。訂正いたしますとともに、謹んでお詫び申し上げます。

記

- ・ 36 頁「設例 1」(1)③の「国内雇用者に対する給与等の支給額 10,500,000,000 円」には、④「G グループ 2 人（令和 6 年 7 月より役員） 25,000,000 円」の役員分が含まれているため、別添のとおり訂正いたします（下線部分が訂正箇所）。
- ・ 92 頁「設例 4」は、上記設例 1 の金額を使用しているため、設例 1 と同様に別添のとおり訂正いたします。

以上

第5章

設例による検討

設例 1

上乗せ措置あり

～大企業に該当する 3 月決算法人 A 株式会社（青色申告法人）の
令和 7 年 3 月期の適用～

(1) 適用年度（令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日））

① 期末現在の資本金の額又は出資金の額	2,000,000,000 円
② 期末現在の常時使用する従業員の数	2,100 人
③ 国内雇用者に対する給与等の支給額 ^(注1)	<u>10,479,000,000 円</u>
④ ③の内訳 ^(注2)	
A グループ 1,650 人（2 事業年度ともに一般被保険者） ^(注2)	10,000,000,000 円
B グループ 400 人（週 10 時間勤務、一般被保険者以外）	270,000,000 円
C グループ 5 人（定年を迎え令和 6 年度から継続雇用制度対象者）	20,000,000 円
D グループ 30 人（令和 5 年 9 月に入社）	120,000,000 円
E グループ 10 人（令和 6 年 10 月に退職）	50,000,000 円
F グループ 3 人（令和 5 年 10 月から令和 6 年 2 月まで休職、手当支給なし）	15,000,000 円

Gグループ	2人（令和6年7月より役員）	4,000,000円
⑤	③の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	20,000,000円
⑥	⑤のうち、雇用安定助成金額 ^(注3)	0円
⑦	⑤のうち、継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	15,000,000円
⑧	⑦のうち、雇用安定助成金額	0円
⑨	調整前法人税額	348,000,000円
⑩	教育訓練費の額	60,000,000円
⑪	プラチナくるみん・プラチナえるぼし認定	取得済
⑫	マルチステークホルダーの適用要件を充足	
(注1) 日雇い労働者及び季節労働者等の雇用なし（以下同様）。		
(注2) 雇用保険の一般被保険者をいう（以下同様）。		
(注3) 役務の提供の対価として支払を受ける金額なし（以下同様）。		

(2) 前事業年度（令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日））

①	国内雇用者に対する給与等の支給額	10,000,000,000円
②	①の内訳	
Aグループ	1,650人（2事業年度ともに一般被保険者）	9,527,000,000円
Bグループ	400人（週10時間勤務、一般被保険者以外）	260,000,000円
Cグループ	5人（定年を迎え令和6年度から継続雇用制度対象者）	43,000,000円
Dグループ	30人（令和5年9月に入社）	60,000,000円
Eグループ	10人（令和6年10月に退職）	85,000,000円
Fグループ	3人（令和5年10月から令和6年2月まで休職、手当支給なし）	9,000,000円
Gグループ	2人（令和6年7月より役員）	16,000,000円
③	①の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	90,000,000円
④	③のうち、雇用安定助成金額	70,000,000円
⑤	③のうち、継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	60,000,000円
⑥	⑤のうち、雇用安定助成金額	40,000,000円
⑦	教育訓練費の額	45,000,000円

■図表 2 - 5 - 1

例	前事業年度（令和 5 年度）												適用年度（令和 6 年度）												判定	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
継続雇用者に該当する者の例																										
○ 2事業年度ともに雇用保険の一般被保険者に該当する者																										
2 事業年度ともに 一般被保険者 A グループ 1,650 人		一般被保険者 9,527,000,000 円												一般被保険者 10,000,000,000 円												○
継続雇用者に該当しない者の例（前事業年度又は適用年度中のいずれかの月において以下に該当する者）																										
○ 雇用保険の一般被保険者でなかった者																										
週 10 時間勤務 B グループ 400 人		一般被保険者以外 260,000,000 円												一般被保険者以外 270,000,000 円												×
○ 高年齢雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となった者																										
定年を迎え、 令和 6 年度から 継続雇用制度対象者 C グループ 5 人		一般被保険者 43,000,000 円												継続雇用制度対象者 20,000,000 円												×
○ 年度の途中で、新たに採用された者又は退職した者																										
令和 5 年 9 月に入社 D グループ 30 人		入社前		一般被保険者 60,000,000 円										一般被保険者 120,000,000 円										×		
令和 6 年 10 月に退職 E グループ 10 人		一般被保険者 85,000,000 円												一般被保険者 50,000,000 円					退職					×		
○ 休職（産休・育休等）期間があり、その間給与等の支給がない月があった者																										
令和 5 年 10 月から 令和 6 年 2 月まで休職 その間手当支給なし F グループ 3 人		一般被保険者 9,000,000 円 (3 月分含む)				休職 ※手当支給なし				一般被保険者		一般被保険者 15,000,000 円										×				
○ 役員、使用人兼務役員及び役員の特殊関係者になった者																										
令和 6 年 7 月より役員 G グループ 2 人		一般被保険者 16,000,000 円												一般被保険者 4,000,000 円		役員 21,000,000 円										×

別表六〔二十四〕付表一 令六・四・一以後終了事業年度分

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	6 : 4 : 1 7 : 3 : 31	法人名	A 株式会社
------	-------------------------	-----	--------

別表六(二十四)

合六・四・一以後終了事業年度分

期末現在の資本金の額又は出資金の額		1	29	2,000,000,000	円	適用可否		3	31	可	
期末現在の常時使用する従業員の数		2	30	2,100	人						
法人税額の特別控除額の計算											
税額控除限度額の計算	令和6年3月31日以前に開始した事業年度の場 合	雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「4」)	4	32	10,459,000,000	円	令和6年度の適用開始する事業年度の場 合	(14) $\geq 4\%$ の場合 (0.05、0.1又は0.15)	29	51	0.10
		比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「11」)	5	33	9,980,000,000			(18) $\geq 10\%$ 又は (15) = (17) > 0 の場合 で、かつ、(19) $\geq 0.05\%$ の場合 0.05	30	52	0.05
		雇用者給与等支給増加額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6	34	479,000,000			ブラチナくるみん又はブラチナえる ぼしを取得している場合 0.05	31	53	0.05
		雇用者給与等支給増加割合 (6) (5)	7	35	0.047			税額控除限度額 (22) $\times (0.1 + (29) + (30) + (31))$ (14) < 0.03 の場合は0)	32	54	143,700,000
		調整雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「5」)	8	36	10,459,000,000	円		(14) $\geq 4\%$ の場合 0.15	33		
		調整比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「12」)	9	37	9,910,000,000			(18) $\geq 10\%$ 又は (15) = (17) > 0 の場合 で、かつ、(19) $\geq 0.05\%$ の場合 0.05	34		
		調整雇用者給与等支給増加額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10	38	549,000,000			ブラチナくるみん又はえるぼし3段階 目以上を取得している場合 0.05	35		
		継続雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19」の①)	11	39	9,985,000,000			特定税額控除限度額 (22) $\times (0.1 + (33) + (34) + (35))$ (14) < 0.03 の場合は0)	36		円
		継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19」の②)又は「19」 の③)	12	40	9,507,000,000			(7) $\geq 2.5\%$ の場合 0.15	37		
		継続雇用者給与等支給増加額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)	13	41	478,000,000			(18) $\geq 5\%$ 又は (15) = (17) > 0 の場合 で、かつ、(19) $\geq 0.05\%$ の場合 0.1	38		
税額控除限度額の計算	令和6年3月31日以前に開始した事業年度の場 合	継続雇用者給与等支給増加割合 (13) (12)	14	42	0.05		令和6年度の適用開始する事業年度の場 合	くるみん又はえるぼし2段階目以上 を取得している場合 0.05	39		
		教育訓練費の額	15	43	60,000,000	円		中小企業者等税額控除限度額 (22) $\times (0.15 + (37) + (38) + (39))$ (7) < 0.015 の場合は0)	40		円
		比較教育訓練費の額 (別表六(二十四)付表一「24」)	16	44	45,000,000			調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	41	55	348,000,000
		教育訓練費増加額 (15) - (16) (マイナスの場合は0)	17	45	15,000,000			当期税額基準額 (41) $\times \frac{20}{100}$	42	56	69,600,000
		教育訓練費増加割合 (17) (16)	18	46	0.33			当期税額控除可能額 ((25)、(28)、(32)、(36)又は(40))と(42)のう ち少ない金額)	43	57	69,600,000
		雇用者給与等支給額比教育訓練費割合 (15) (4)	19	47	0.0057			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8」の⑤)	44	58	
		控除対象雇用者給与等支給増加額 (6)と(10)のうち少ない金額)	20	48	479,000,000	円		当期税額控除額 (43) - (44)	45	59	69,600,000
		雇用者給与等支給増重複控除額 (別表六(二十四)付表二「12」)	21	49				差引当期税額基準額残額 (42) - (43)	46		
		差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (20) - (21) (マイナスの場合は0)	22	50	479,000,000			繰越税額控除限度超過額 (別表六(二十四)付表一「25」の計)	47		
		税額控除限度額の計算	令和6年3月31日以前に開始した事業年度の場 合	第1項適用の場合 (14) $\geq 4\%$ の場合 0.1	23			繰越分	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (46)と(47)のうち少ない金額) (4) $\leq (5)$ 又は (5) = 0 の場合は0)	48	60
第1項適用の場合 税額控除限度額 (22) $\times (0.15 + (23) + (24))$ (14) < 0.03 の場合は0)	25				円	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8」の⑥)	49				
第2項適用の場合 (7) $\geq 2.5\%$ の場合 0.15	26					当期繰越税額控除額 (48) - (49)	50				
第2項適用の場合 (18) $\geq 10\%$ 又は (15) = (17) > 0 の場合 0.1	27										
第2項適用の場合 中小企業者等税額控除限度額 (22) $\times (0.15 + (26) + (27))$ (7) < 0.015 の場合は0)	28				円	法人税額の特別控除額 (45) + (50)	51		61	69,600,000	

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書

事業年度		6・4・1 7・3・31	法人名	A 株式会社	
調整雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)「8」)	1	10,459,000,000	控除対象調整数の計算	地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる雇用者の数 (別表六(二十一)「36の当期分」+「39の当期分」)	6
当期の終了の日における雇用者の数 (別表六(二十一)「31」)	2			移転型特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十一)「9」)	7
調整地方事業所基準雇用者数 (別表六(二十一)「5」)	3			対象移転型特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十一)「17」)	8
特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十一)「7」)	4			控除対象調整数 (6)－(7)－(8) (マイナスの場合は0)	9
特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十一)「12」)	5			控除対象者数 ((3)と((4)+(5)+(9))のうち少ない数)	10
				雇用者給与等支給増加重複基準額 $\frac{(1)}{(2)} \times (10)$	11
				雇用者給与等支給増加重複控除額 (11) $\times \frac{20}{100}$	12

別表六(二十四)付表二 令六・四・一以後終了事業年度分

設例 1

❖別表六（二十四）、別表六（二十四）付表一、別表六（二十四）付表二 記載の順序

別表六（二十四）（以下「本別表」という）の作成に当たっては、本別表付表一（以下「付表一」という）及び本別表付表二（以下「付表二」という）を作成した上で、付表一、二で計算した金額をもとに本別表を作成するという手順で行う。

まず、付表一、二では、大企業向け及び中堅企業向け並びに中小企業向け賃上げ促進税制（以下「本税制」という）の適用要件の判定及び税額控除限度額の計算などの計算基礎となる金額を計算する。次に、本別表では、本税制の適用可否を判定するとともに、付表一、二で算出した金額をもとに本税制の適用要件を判定し、税額控除限度額などを計算し、税額控除額を計算する。

付表一では「雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算」（「1」欄から「5」欄の各欄）、「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」（「6」欄から「12」欄の各欄）を記載する。大企業向け及び中堅企業向け賃上げ促進税制を適用する場合は「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」（「13」欄から「19」欄の各欄）を記載する。教育訓練費に係る上乗せ措置の適用がある場合は「比較教育訓練費の額の計算」（「20」欄から「24」欄の各欄）を記載する。

付表二では、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（以下「地方拠点強化税制における雇用促進税制」という）を適用する場合に、雇用者給与等支給増加重複控除額を計算し、記載する。本設例では該当しないため、様式のみを掲げるが、記載方法は省略する（以下の設例では付表二の様式も省略）。

本別表では、まず「期末現在の資本金又は出資金の額」、「期末現在の常時使用する従業員の数」、「適用可否」（「1」欄から「3」欄の各欄）を記載する。次に、付表一、二で算出した金額をもとに「法人税額の特別控除額の計算」（「4」欄から「51」欄の各欄）を記載する。

【別表六（二十四）付表一】

❖「雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算」（「1」欄から「5」欄の各欄）の記載

「1」欄から「5」欄では、「雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額」を計算する。具体的には、適用年度に係る各種金額を記載する。

- ① 「1」欄には、適用年度に損金の額に算入された国内雇用者に対する給与等の支給額を記載する。役員、使用人兼務役員及び役員の特権関係者は、国内雇用者の範囲から除かれる。

また、給与等の範囲について、損金に算入される額が対象となるため、別表四、五の調整項目の有無についても確認する必要がある（以下⑦、⑬、⑰において同様）。

本設例では「10,479,000,000」を記載する。

（参考通達）措通42の12の5-1の4（給与等の範囲）、42の12の5-3（出向先法人が支出する給与負担金）、42の12の5-4（資産の取得価額に算入された給与等）

- ② 「2」欄には、適用年度に国内雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合に、その金額を記載する（他の者から支払を受ける金額は、雇用安定助成金額を含む金額を記載する）。

本設例では「20,000,000」を記載する。

（参考通達）措通42の12の5-2（補填額の範囲）

- ③ 「3」欄には、適用年度に国内雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額のうち雇用安定助成金額がある場合に、その金額を記載する。

本設例では、適用年度における国内雇用者に対する雇用安定助成金額は0のため、記載を要しない。

（参考通達）措通42の12の5-2の2（雇用安定助成金額の範囲）

- ④ 「4」欄には、「1」欄－「2」欄＋「3」欄で計算した金額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。ここで計算した金額は、本別表「4」欄に転記する。この計算式により、要件判定において雇用安定助成金額を他の者から支払を受ける金額に含めないことが確認できる。

本設例では、10,479,000,000（「1」欄）－20,000,000（「2」欄）＋0（「3」欄）の計算結果である「10,459,000,000」を記載する。

- ⑤ 「5」欄には、「1」欄－「2」欄で計算した金額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。ここで計算した金額は、本別表「8」欄に転記する。また、雇用安定助成金額は、上記④とは異なり、他の者から支払を受ける金額に含めて計算する。

本設例では、10,479,000,000（「1」欄）－20,000,000（「2」欄）の計算結果である「10,459,000,000」を記載する。

❖ 「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」（「6」欄から「12」欄の各欄）の記載

「6」欄から「12」欄では「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額」を計算する。具体的には、前事業年度に係る各種金額等を記載する。

- ⑥ 「6」欄には、適用年度の前事業年度を記載する。

本設例では、上段に「令5・4・1」、下段に「令6・3・31」を記載する。

- ⑦ 「7」欄には、前事業年度における国内雇用者に対する給与等の支給額を記載する（上記①参照）。

本設例では「10,000,000,000」を記載する。

（参考通達）措通42の12の5－1の4（給与等の範囲）、42の12の5－3（出向先法人が支出する給与負担金）、42の12の5－4（資産の取得価額に算入された給与等）

- ⑧ 「8」欄には、前事業年度に国内雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合に、その金額を記載する（他の者から支払を受ける金額は、雇用安定助成金額を含む金額を記載する）。

本設例では「90,000,000」を記載する。

（参考通達）措通42の12の5－2（補填額の範囲）

- ⑨ 「9」欄には、国内雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額のうち雇用安定助成金額がある場合に、その金額を記載する。

本設例では「70,000,000」を記載する。

（参考通達）措通42の12の5－2の2（雇用安定助成金額の範囲）

- ⑩ 「10」欄は、分子に適用年度の月数を、分母に「6」欄に記載した前事業年度の月数をそれぞれ記載する。なお、適用年度の月数と前事業年度の月数が異なる場合は、比較雇用者給与等支給額について、一定の調整計算が必要となるが（設例2参照）、本設例は月数が同一のため調整計算は不要である。

本設例では、分子に適用年度の月数「12」、分母に前事業年度の月数「12」を記載する。

- ⑪ 「11」欄には、（「7」欄－「8」欄＋「9」欄）×「10」欄で計算した金額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。ここで計算した金額は、本別表「5」欄に転記する。この計算式により、要件判定において雇用安定助成金額を他の者から支払を受ける金額に含めないことが確認できる。

本設例では、〔10,000,000,000（「7」欄）－90,000,000（「8」欄）＋70,000,000（「9」欄）〕×12/12（「10」欄）の計算結果である「9,980,000,000」を記載する。

- ⑫ 「12」欄には、（「7」欄－「8」欄）×「10」欄で計算した金額を記載する。なお、計算

結果がマイナスの場合は、0を記載する。ここで計算した金額は、本別表「9」欄に転記する。また、雇用安定助成金額は、上記⑩とは異なり、他の者から支払を受ける金額に含めて計算する。

本設例では、 $[10,000,000,000 \text{ (「7」欄)} - 90,000,000 \text{ (「8」欄)}] \times 12/12 \text{ (「10」欄)}$ の計算結果である「9,910,000,000」を記載する。

❖「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」(「13」欄から「19」欄の各欄)の記載

「13」欄から「19」欄では、大企業向け及び中堅企業向け賃上げ促進税制の要件判定の基礎となる「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額」を計算する。なお、中小企業者が中小企業向け賃上げ促進税制を適用する場合は、本各欄は使用しない。

ここでは雇用安定助成金額(「16」欄)は、継続雇用者給与等支給額から控除せずに計算する。これは、大企業向け及び中堅企業向け賃上げ促進税制の要件判定をする際、継続雇用者給与等支給額の原資が、雇用安定助成金から法人の自己資金に変わったことのみで、継続雇用者給与等支給額が増加していない場合でも増加したとして要件判定をすることが、大企業向け及び中堅企業向け賃上げ促進税制の趣旨にそぐわないためである(例えば、前事業年度は雇用安定助成金を受けているが、適用年度は受けていない場合に、雇用安定助成金額を控除すると継続雇用者給与等支給額が増加していない場合でも、大企業向け及び中堅企業向け賃上げ促進税制の適用が可能となる不合理が生じる可能性がある)。

一方、税額控除限度額の対象となる「控除対象雇用者給与等支給増加額」(本別表「20」欄)の計算では、雇用安定助成金額は控除し、税額控除額の対象から除外して計算する。

- ⑬ 「14の①」欄には、適用年度における国内雇用者給与等支給額のうち、継続雇用者に対する給与等の支給額を記載する(上記①参照)。

本設例では「10,000,000,000」を記載する。

(参考通達) 措通42の12の5-1の4(給与等の範囲)、42の12の5-3(出向先法人が支出する給与負担金)、42の12の5-4(資産の取得価額に算入された給与等)

- ⑭ 「15の①」欄には、適用年度に継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合に、その金額を記載する(他の者から支払を受ける金額は、雇用安定助成金額を含む金額を記載する)。

本設例では「15,000,000」を記載する。

(参考通達) 措通42の12の5-2(補填額の範囲)

- ⑮ 「16の①」欄には、適用年度に継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受

けた金額のうち雇用安定助成金額がある場合に、その金額を記載する。

本設例では、適用年度における継続雇用者に対する雇用安定助成金額は0のため、記載を要しない。

(参考通達) 措通 42 の 12 の 5 - 2 の 2 (雇用安定助成金額の範囲)

- ⑩ 「17 の①」欄には、「14 の①」欄 - 「15 の①」欄 + 「16 の①」欄で計算した金額を記載する。この計算式により、要件判定において雇用安定助成金額を他の者から支払を受ける金額に含めないことが確認できる。

本設例では、10,000,000,000 (「14 の①」欄) - 15,000,000 (「15 の①」欄) + 0 (「16 の①」欄) の計算結果である「9,985,000,000」を記載する。

- ⑪ 「19 の①」欄には、「17 の①」欄の金額を記載する。ここで計算した金額は、本別表「11」欄に転記する。

本設例では「9,985,000,000」を記載する。

- ⑫ 「13 の②」欄には、適用年度の前事業年度を記載する。なお、適用年度の月数と前事業年度の月数が異なる場合は、継続雇用者比較給与等支給額について、一定の調整計算が必要となるが(設例 2 参照)、本設例は月数が同一のため調整計算は不要である。

本設例では、上段に「令 5・4・1」、下段に「令 6・3・31」を記載する。

- ⑬ 「14 の②」欄には、前事業年度における国内雇用者給与等支給額のうち、継続雇用者に対する給与等の支給額を記載する(上記①参照)。

本設例では「9,527,000,000」を記載する。

(参考通達) 措通 42 の 12 の 5 - 1 の 4 (給与等の範囲)、42 の 12 の 5 - 3 (出向先法人が支出する給与負担金)、42 の 12 の 5 - 4 (資産の取得価額に算入された給与等)

- ⑭ 「15 の②」欄には、前事業年度に継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合に、その金額を記載する(他の者から支払を受ける金額は、雇用安定助成金額を含む金額を記載する)。

本設例では「60,000,000」を記載する。

(参考通達) 措通 42 の 12 の 5 - 2 (補填額の範囲)

- ⑮ 「16 の②」欄には、前事業年度に継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額のうち雇用安定助成金額がある場合に、その金額を記載する。

本設例では「40,000,000」を記載する。

(参考通達) 措通 42 の 12 の 5 - 2 の 2 (雇用安定助成金額の範囲)

- ⑯ 「17 の②」欄には、「14 の②」欄 - 「15 の②」欄 + 「16 の②」欄で計算した金額を記載する。この計算式により、要件判定において雇用安定助成金額を他の者から支払を受ける金額に含めないことが確認できる。

本設例では、9,527,000,000 (「14」欄②) - 60,000,000 (「15」欄②) + 40,000,000 (「16

の②」欄)の計算結果である「9,507,000,000」を記載する。

- ②③ 「19の②」欄には、「17の②」欄の金額を記載する。ここで計算した金額は、本別表「12」欄に転記する。

本設例では「9,507,000,000」を記載する。

❖比較教育訓練費の額の計算(「20」欄から「24」欄の各欄)の記載

「20」欄から「24」欄では、教育訓練費の上乗せ措置の要件判定の基礎となる「比較教育訓練費の額」を計算する。具体的には、適用年度開始の日1年以内に開始した各事業年度等である調整対象年度に係る各種金額等を記載する。

- ②④ 「20」欄には、調整対象年度を記載する。

本設例では、前事業年度となるため、上段に「令5・4・1」下段に「令6・3・31」を記載する。

- ②⑤ 「21」欄には、調整対象年度の「教育訓練費の額」を記載する。

教育訓練費の額は、その教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける金額(補助金等)がある場合は、その金額を控除した金額を記載する。また、教育訓練費の額は、損金に算入される額が対象となるため、別表四、五の調整項目の有無を確認する必要がある。

本設例では、前事業年度の教育訓練費である「45,000,000」を記載する。

- ②⑥ 「22」欄には、分子に適用年度の月数、分母に「20」欄に記載した事業年度等の月数を記載する。

本設例では、分子分母のいずれも「12」を記載する。

- ②⑦ 「23」欄には、「21」欄×「22」欄で計算した金額である「改定教育訓練費の額」を記載する。

本設例では、45,000,000(「21」欄)×12/12(「22」欄)の計算結果である「45,000,000」を記載する。

- ②⑧ 「24」欄には、「23」欄の合計額を調整対象年度の数で除した金額である「比較教育訓練費の額」を記載する。ここで計算した金額は、本別表「16」欄に転記する。

比較教育訓練費の計算の対象となる事業年度は、適用年度開始の日1年以内に開始した各事業年度となる。そのため、その各事業年度が適用年度の期間に満たない場合は、比較教育訓練費の額に適用年度の月数を乗じて各事業年度の月数で除すことにより比較教育訓練費を調整することとなる。

本設例では、45,000,000(「23」欄合計)÷1の計算結果である「45,000,000」を記載する。

【別表六（二十四）】

❖ 「1」 欄から 「3」 欄の各欄の記載

「1」 欄から「3」 欄では、本税制の適用可否の判定を行う。本別表は、大企業向け又は中堅企業向け若しくは中小企業向け賃上げ促進税制のいずれの税制にも対応していることから、ここでの判定結果により、大企業向け又は中堅企業向け若しくは中小企業向け賃上げ促進税制のいずれかの税額控除限度額の計算を行うこととなる。

- ②9 「1」 欄には、適用年度の期末現在の資本金の額又は出資金の額を記載する。

本設例では「2,000,000,000」を記載する。

- ③0 「2」 欄には、適用年度の期末現在の常時使用する従業員の数を記載する。

本設例では「2,100」を記載する。

- ③1 「3」 欄には、大企業向け賃上げ促進税制の適用可否を記載する。

本設例では、「1」 欄が10 億円以上、「2」 欄が1,000 人以上であり、「マルチステークホルダー方針の公表に係る要件」を検討した上で、当該要件を満たしている場合には、大企業向け賃上げ促進税制の適用を受けることができるため、「可」を記載する。

❖ 「4」 欄から 「7」 欄の各欄の記載

「4」 欄から「7」 欄では、付表一「4」 欄及び「11」 欄で計算した金額を転記して「雇用者給与等支給増加割合」を計算する。

なお、ここで計算する雇用者給与等支給増加割合は、中小企業向け賃上げ促進税制の要件判定では使用するが、大企業向け及び中堅企業向け賃上げ促進税制の要件判定では使用しない。

- ③2 「4」 欄には、付表一「4」 欄の金額から雇用者給与等支給額を転記する。

本設例では「10,459,000,000」を記載する。

- ③3 「5」 欄には、付表一「11」 欄から比較雇用者給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「9,980,000,000」を記載する。

- ③4 「6」 欄には、「4」 欄から「5」 欄を控除した残額である雇用者給与等支給増加額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0 を記載する。

本設例では、10,459,000,000（「4」 欄）－ 9,980,000,000（「5」 欄）の計算結果である「479,000,000」を記載する。

- ③5 「7」 欄には、「6」 欄を「5」 欄で除した割合である雇用者給与等支給増加割合を記載する。なお、「5」 欄に記載された金額が0 の場合は、0 を記載する。

本設例では、479,000,000（「6」欄）÷ 9,980,000,000（「5」欄）の計算結果は「0.047995…」となるため、小数点以下第3位までとなる「0.047」を記載する。

なお、法令（措法42の12の5）では端数処理について規定がなく、雇用者給与等増加割合は「0.015以上」であるか否かにより判定することから、その桁数の判定に必要な小数点以下第3位までの数値を表示している。

❖「調整雇用者給与等支給増加額の計算」（「8」欄から「10」欄の各欄）の記載

「8」欄から「10」欄では、付表一「5」欄及び「12」欄で計算した金額を転記して「調整雇用者給与等支給増加額」を計算する。

ここで計算する調整雇用者給与等支給増加額は、雇用安定助成金額を含む他の者から支払を受けた金額を控除した雇用者給与等支給額であり、税額控除限度額の計算の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額の計算に使用する。

- ③⑥ 「8」欄には、付表一「5」欄から調整雇用者給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「10,459,000,000」を記載する。

- ③⑦ 「9」欄には、付表一「12」欄から調整比較雇用者給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「9,910,000,000」を記載する。

- ③⑧ 「10」欄には、「8」欄から「9」欄を控除した残額である調整雇用者給与等支給増加額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。

本設例では、10,459,000,000（「8」欄）－ 9,910,000,000（「9」欄）の計算結果である「549,000,000」を記載する。

❖「継続雇用者給与等支給増加割合の計算」（「11」欄から「14」欄の各欄）の記載

「11」欄から「14」欄では、付表一「19の①・②」欄で計算した金額を転記して「継続雇用者給与等支給増加割合」を計算する。ここでは、大企業向け及び中堅企業向け賃上げ促進税制の要件判定に必要な継続雇用者給与等支給増加割合を計算する。

- ③⑨ 「11」欄には、付表一「19の①」欄から継続雇用者給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「9,985,000,000」を記載する。

- ④⑩ 「12」欄には、付表一「19の②」欄から継続雇用者比較給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「9,507,000,000」を記載する。

- ④⑪ 「13」欄には、「11」欄から「12」欄を控除した残額である継続雇用者給与等支給増加

額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0 を記載する。

本設例では、9,985,000,000（「11」欄）－ 9,507,000,000（「12」欄）の計算結果である「478,000,000」を記載する。

- ④2 「14」欄には、「13」欄を「12」欄で除した割合である継続雇用者給与等支給増加割合を記載する。なお、「12」欄に記載された金額が0の場合は、0 を記載する。本欄が3%（0.03）未満の場合は、大企業向け賃上げ促進税制の適用はない（「32」欄には0 を記載する）。

本設例では、次の計算式のとおり「0.050278…」となるため、小数点以下第2位までとなる「0.05」を記載する。

なお、法令（措法42の12の5）では端数処理について規定がなく、継続雇用者給与等増加割合は「0.03以上」であるか否かにより判定することから、その桁数の判定に必要な小数点以下第2位までの数値を表示している。

(「11」欄)	(「12」欄)	(「13」欄)
9,985,000,000 円	9,507,000,000 円	(= 478,000,000 円)
		÷ 0.050278… ≥ 3%
(「12」欄)		
9,507,000,000 円		

本設例の場合、本欄（継続雇用者給与等支給増加割合）が5%（0.05）以上となるため、10%の税額控除率の上乗せ措置を適用することができる。

❖ 「教育訓練費増加割合の計算」（「15」欄から「19」欄の各欄）の記載

「15」欄から「19」欄では、「教育訓練費増加割合」及び「雇用者給与等支給額比教育訓練費割合」を計算する。

なお、教育訓練費については、算出の根拠となる明細を記載した書類を作成し、企業等で保存する必要があるが、明細を記載した書類を確定申告書等に添付する必要はない。

- ④3 「15」欄は、適用年度の教育訓練費の額を記載する。

教育訓練費の額は、その教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける金額（補助金等）がある場合は、その金額を控除した金額を記載する。また、教育訓練費の額は、損金に算入される額が対象となるため、別表四、五の調整項目の有無を確認する必要がある。

本設例では、「60,000,000」を記載する。

- ④④ 「16」欄には、付表一「24」欄から比較教育訓練費の額の金額を転記する。

本設例では「45,000,000」を記載する。

- ④⑤ 「17」欄は、「15」欄から「16」欄の金額を控除した残額である教育訓練費増加額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。

本設例では、60,000,000（「15」欄）－ 45,000,000（「16」欄）の計算結果である「15,000,000」を記載する。

- ④⑥ 「18」欄は、「17」欄を「16」欄で除した割合を記載する。なお、「16」欄に0を記載した場合には、本欄の記載も0となる。本欄が10%（0.10）以上又は本欄が0であっても、「15」欄が「17」欄と同額で、0よりも大きい場合は、雇用者給与等支給額比教育訓練費割合が0.05%以上（下記④⑦参照）である限り、5%の税額控除率の上乗せ措置を適用することができる。

本設例では、次の計算式のとおり「0.333333…」となり、本欄には小数点以下第2位までとなる「0.33」までを記載する。

なお、法令（措法42の12の5）では端数処理について規定がなく、教育訓練費増加割合は「0.10以上」であるか否かにより判定することから、その桁数の判定に必要な小数点以下第2位までの数値を表示している。

（「15」欄）	（「16」欄）	（「17」欄）	
60,000,000 円	－ 45,000,000 円	(= 15,000,000 円)	
			÷ 0.333333… ≥ 10%
	（「16」欄）		
	45,000,000 円		

- ④⑦ 「19」欄には、「15」欄を「4」欄で除した割合である「雇用者給与等支給額比教育訓練費割合」を記載する。

本設例では、60,000,000（「15」欄）÷ 10,459,000,000（「4」欄）の計算結果は「0.005736…」となるため、小数点以下第4位までとなる「0.0057」を記載する。

なお、法令（措法42の12の5）では端数処理について規定がなく、雇用者給与等支給額比教育訓練費割合は「0.0005以上」であるか否かにより判定することから、その桁数の判定に必要な小数点以下第4位までの数値を表示している。

❖ 「20」欄から「22」欄の各欄の記載

「20」欄から「22」欄では、本税制の税額控除限度額の計算基礎となる金額を計算する。なお「地方拠点強化税制における雇用促進税制」（措法42の12）を併用する場合は、

付表二で計算した金額を「21」欄に転記して計算する。

- ④⑧ 「20」欄には、「6」欄と「10」欄のうち、少ない金額である控除対象雇用者給与等支給増加額を記載する。

本設例では、479,000,000（「6」欄）と 549,000,000（「10」欄）のうち、少ない金額である「479,000,000」を記載する。

- ④⑨ 「21」欄には、付表二「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書」の「12」欄から雇用者給与等支給増加重複控除額を転記する。

本設例では、記載を要しない。

- ⑤⑩ 「22」欄には、「20」欄から「21」欄を控除した残額である差引控除対象雇用者給与等支給増加額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0 を記載する。

本設例では、479,000,000（「20」欄）－ 0（「21」欄）の計算結果である「479,000,000」を記載する。

❖「税額控除限度額の計算（第1項適用の場合）」（「29」欄から「32」欄の各欄）の記載

大企業向け賃上げ促進税制の適用がある場合は、「29」欄から「32」欄で「税額控除限度額」を計算する。上乗せ措置の適用がある場合は、「29」欄及び「30」欄並びに「31」欄の各欄に上乗せ措置に係る税額控除率を記載し、「32」欄に通常税額控除率に上乗せ措置に係る税額控除率を加算した税額控除率を、差引控除対象雇用者給与等支給増加額（「22」欄）に乗じて税額控除限度額を計算する。

- ⑤⑪ 「29」欄には、継続雇用者給与等支給増加割合（「14」欄）が4%（0.04）、5%（0.05）、7%（0.07）以上の場合、それぞれ5%、10%、15%の税額控除率の上乗せ措置の適用があるため、それに応じて「0.05」、「0.10」、「0.15」を記載する。

本設例では、継続雇用者給与等支給増加割合が「0.05」（「14」欄）で5%の上乗せ措置の適用要件を満たしているため、「0.10」を記載する。

- ⑤⑫ 「30」欄には、教育訓練費増加割合（「18」欄）が10%（0.10）以上等かつ雇用者給与等支給額比教育訓練費割合（「19」欄）が0.05%（0.0005）以上の場合、5%の税額控除率の上乗せ措置の適用があるため「0.05」を記載する。

本設例では、教育訓練費増加割合が「0.33」（「18」欄）かつ雇用者給与等支給額比教育訓練費割合が「0.0056」（「19」欄）で上乗せ措置の適用要件を満たしているため、「0.05」を記載する。

- ⑤③ 「31」欄には、大企業が適用年度終了の日においてプラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を取得している場合、5%の税額控除率の上乗せ措置の適用があるため「0.05」を記載する。

本設例では、プラチナくるみん・プラチナえるぼし認定を取得済で上乗せ措置の適用要件を満たしているため、「0.05」を記載する。

- ⑤④ 「32」欄には、「22」欄の金額に通常の税額控除割合である「0.10」に「29」欄及び「30」欄並びに「31」欄で記載した上乗せ措置の税額控除割合を加算した割合を乗じて計算した金額である「税額控除限度額」を記載する。なお、「14」欄に記載された割合が3%（0.03）未満の場合は、大企業向け賃上げ促進税制の適用がないため、0を記載する。

本設例では、次の計算式のとおり「143,700,000」を記載する。

$$479,000,000 \text{ 円 (「22」欄)} \times 30\%※ = 143,700,000 \text{ 円}$$

$$※ 0.10 + 0.10 \text{ (「29」欄)} + 0.05 \text{ (「30」欄)} + 0.05 \text{ (「31」欄)} = 0.30 \text{ (30\%)}$$

❖ 「41」欄から「51」欄の各欄の記載

「41」欄及び「42」欄では、「調整前法人税額及び当期税額基準額」を計算する。その上で、「43」欄から「51」欄では、「当期税額控除可能額」等を計算し、「法人税額の特別控除額」を計算する。

- ⑤⑤ 「41」欄には、適用年度の法人税額として、別表一「2」欄又は別表一の二「2」欄若しくは「13」欄から調整前法人税額の金額を転記する。

本設例では「348,000,000」を記載する。

- ⑤⑥ 「42」欄には、「41」欄である調整前法人税額の金額に20%（100分の20）を乗じた金額である当期税額基準額を記載する。

本設例では、348,000,000（「41」欄）×20%の計算結果である「69,600,000」を記載する。

- ⑤⑦ 「43」欄には、「32」欄と「42」欄のうち、少ない金額である当期税額控除可能額を記載する。つまり、税額控除額は「42」欄で計算した法人税額の20%が上限となる。

本設例では、143,700,000（「32」欄）と69,600,000（「42」欄）のうち、少ない金額である「69,600,000」を記載する。

- ⑤⑧ 「44」欄には、別表六（六）「法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「8の⑱」欄から調整前法人税超過構成額の金額を転記する。

本設例では、記載を要しない。

- ⑤⑨ 「45」欄には、「43」欄から「44」欄を控除した残額である法人税額の特別控除額を記載する。

本設例では、69,600,000（「43」欄）－ 0（「44」欄）の計算結果である「69,600,000」を記載する。

- ⑥⑩ 「46」欄から「50」欄には、中小企業向け賃上げ促進税制における前期以前の繰越税額控除額を記載する。

本設例は、大企業向け賃上げ促進税制の設例であるため、記載を要しない。

- ⑥⑪ 「51」欄には、「45」欄と「50」欄を合計した法人税額の特別控除額を記載する。

本設例では、69,600,000（「45」欄）＋ 0（「50」欄）の計算結果である「69,600,000」を記載する。

設例 1 における外形標準課税付加価値額の計算

(1) 適用年度（令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日））

① 期末現在の資本金の額又は出資金の額	2,000,000,000 円
② 期末現在の常時使用する従業員の数	2,100 人
③ 国内雇用者に対する給与等の支給額 ^(注1)	<u>10,479,000,000 円</u>
④ ③の内訳 ^(注2)	
A グループ 1,650 人（2 事業年度ともに一般被保険者） ^(注2)	10,000,000,000 円
B グループ 400 人（週 10 時間勤務、一般被保険者以外）	270,000,000 円
C グループ 5 人（定年を迎え令和 6 年度から継続雇用制度対象者）	20,000,000 円
D グループ 30 人（令和 5 年 9 月に入社）	120,000,000 円
E グループ 10 人（令和 6 年 10 月に退職）	50,000,000 円
F グループ 3 人（令和 5 年 10 月から令和 6 年 2 月まで休職、手当支給なし）	15,000,000 円
G グループ 2 人（令和 6 年 7 月より役員）	<u>4,000,000 円</u>
⑤ ③の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	20,000,000 円
⑥ ⑤のうち、雇用安定助成金額 ^(注3)	0 円
⑦ ⑤のうち、継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	15,000,000 円
⑧ ⑦のうち、雇用安定助成金額	0 円
⑨ 報酬給与額	10,800,000,000 円
⑩ 雇用安定控除額	3,240,000,000 円
⑪ マルチステークホルダーの適用要件を充足	

（注 1） 日雇い労働者及び季節労働者等の雇用なし（以下同様）。

（注 2） 雇用保険の一般被保険者をいう（以下同様）。

（注 3） 役務の提供の対価として支払を受ける金額なし（以下同様）。

(2) 前事業年度（令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日））

① 国内雇用者に対する給与等の支給額	10,000,000,000 円
--------------------	------------------

② ①の内訳

A グループ	1,650 人（2 事業年度ともに一般被保険者）	9,527,000,000 円
B グループ	400 人（週 10 時間勤務、一般被保険者以外）	260,000,000 円
C グループ	5 人（定年を迎え令和 6 年度から継続雇用制度対象者）	43,000,000 円
D グループ	30 人（令和 5 年 9 月に入社）	60,000,000 円
E グループ	10 人（令和 6 年 10 月に退職）	85,000,000 円
F グループ	3 人（令和 5 年 10 月から令和 6 年 2 月まで休職、手当支給なし）	9,000,000 円
G グループ	2 人（令和 6 年 7 月より役員）	16,000,000 円
③	①の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	90,000,000 円
④	③のうち、雇用安定助成金額	70,000,000 円
⑤	③のうち、継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	60,000,000 円
⑥	⑤のうち、雇用安定助成金額	40,000,000 円

■図表 2 - 5 - 10

例	前事業年度（令和 5 年度）												適用年度（令和 6 年度）												判定	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
継続雇用者に該当する者の例																										
○ 2事業年度ともに雇用保険の一般被保険者に該当する者																										
2 事業年度ともに 一般被保険者 A グループ 1,650 人		一般被保険者 9,527,000,000 円												一般被保険者 10,000,000,000 円										○		
継続雇用者に該当しない者の例（前事業年度又は適用年度中のいずれかの月において以下に該当する者）																										
○ 雇用保険の一般被保険者でなかった者																										
週 10 時間勤務 B グループ 400 人		一般被保険者以外 260,000,000 円												一般被保険者以外 270,000,000 円										×		
○ 高年齢雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となった者																										
定年を迎え、 令和 6 年度から 継続雇用制度対象者 C グループ 5 人		一般被保険者 43,000,000 円												継続雇用制度対象者 20,000,000 円										×		
○ 年度の途中で、新たに採用された者又は退職した者																										
令和 5 年 9 月に入社 D グループ 30 人		入社前		一般被保険者 60,000,000 円										一般被保険者 120,000,000 円										×		
令和 6 年 10 月に退職 E グループ 10 人		一般被保険者 85,000,000 円												一般被保険者 50,000,000 円					退職					×		
○ 休職（産休・育休等）期間があり、その間給与等の支給がない月があった者																										
令和 5 年 10 月から 令和 6 年 2 月まで休職 その間手当支給なし F グループ 3 人		一般被保険者 9,000,000 円 (3 月分含む)					休職 ※手当支給なし					一般被保険者	一般被保険者 15,000,000 円										×			
○ 役員、使用人兼務役員及び役員の特殊関係者になった者																										
令和 6 年 7 月より役員 G グループ 2 人		一般被保険者 16,000,000 円												一般被保険者 4,000,000 円		役員 21,000,000 円										×

給与等の支給額が増加した場合の
付加価値額の控除に関する明細書
①(第1号)
(法第72条の2第1項 第3号に掲げる事業)
第4号

事業 年度	6・4・1 7・3・31	法人 名	A 株式会社
----------	-----------------	---------	--------

第六号様式別表五の六の二(提出用)

期末現在の資本金の額又は出資金の額	① 2,000,000,000 ^[円]	適用可否	④ 可
期末現在の常時使用する従業員の数	② 2,100人		
継続雇用者給与等支給増加割合の計算			
継続雇用者給与等支給額 (③の1)	③ 9,985,000,000 ^[円]	継続雇用者給与等支給増加額 ④-⑤ (マイナスの場合は0)	⑥ 478,000,000 ^[円]
継続雇用者比較給与等支給額 (③の2)又は(③の3)	⑤ 9,507,000,000	継続雇用者給与等支給増加割合 ⑥/⑤ (⑤=0の場合は0)	⑦ 0.05
控除対象雇用者給与等支給増加額の計算			
雇用者給与等支給額 (⑧)	⑧ 10,459,000,000 ^[円]	調整雇用者給与等支給額 (⑧)	⑪ 10,459,000,000 ^[円]
比較雇用者給与等支給額 (⑧)	⑨ 9,980,000,000	調整比較雇用者給与等支給額 (⑧)	⑫ 9,910,000,000
雇用者給与等支給増加額 ⑧-⑨ (マイナスの場合は0)	⑩ 479,000,000	調整雇用者給与等支給増加額 ⑪-⑫ (マイナスの場合は0)	⑬ 549,000,000
		控除対象雇用者給与等支給増加額 (⑩と⑬のうち少ない金額)	⑭ 479,000,000
雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算			
国内雇用者に対する 給与等の支給額 (⑮)	⑮ 10,479,000,000 ^[円]	⑯の給与等に充てるため他の 者から支払を受ける金額 (⑮のうち雇用安定助成金額 ⑮-⑯+⑰(マイナスの場合は0))	⑮ 10,459,000,000 ^[円]
	⑥ 20,000,000 ^[円]		⑧ 10,459,000,000 ^[円]
比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算			
前事業年度又は 前連結事業年度 給与等の支給額 (⑱)	⑱ 10,000,000,000 ^[円]	⑲の給与等に充てるため他の 者から支払を受ける金額 (⑲のうち雇用安定助成金額 ⑲-⑳+㉑(マイナスの場合は0))	⑲ 70,000,000 ^[円]
令 5・4・1 令 6・3・31	⑩ 10,000,000,000 ^[円]		⑬ 70,000,000 ^[円]
比較雇用者給与等支給額 (⑱-⑳+㉑)×㉒ (マイナスの場合は0)		⑳ 9,980,000,000 ^[円]	⑮ 9,980,000,000 ^[円]
調整比較雇用者給与等支給額 (⑱-㉒)×㉓ (マイナスの場合は0)		㉓ 9,910,000,000	⑮ 9,910,000,000
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算			
継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算	
適用年度		前事業年度等	
1		2	
事業年度等又は連結事業年度等 (㉔)		令 5・4・1 令 6・3・31	
継続雇用者に対する給与等の支給額 (㉕)		9,527,000,000 ^[円]	
同上の給与等に充てるため 他の者から支払を受ける金額 (㉕)		60,000,000	
同上のうち雇用安定助成金額 (㉕)		40,000,000	
差引 (㉕-㉖+㉗)		9,507,000,000	
適用年度の月数 (㉔の3)の月数			
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者 比較給与等支給額 (㉕又は(㉕×㉗))		9,507,000,000	
21 9,985,000,000		27 9,507,000,000	
労働者派遣等をした法人の計算			
報酬給与額 別表5の3㉘	㉘	㉘と(㉘×75%)のうち少ない金額	㉙
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3㉙	㉙	控除対象額 (㉘×㉚/(㉘+㉚))	㉚
派遣先から支払を受ける金額 別表5の3㉚	㉚		
事業税を課されない事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人の計算			
①のうち所得等課税事業に係る額 又は①×㉛/㉜	㉛	国内における所得等課税 事業に係る期末の従業員数	㉜
①のうち収入金額等課税事業に 係る額又は①×㉜/㉝	㉜	国内における収入金額等課税 事業に係る期末の従業員数	㉝
①のうち特定ガス供給業に係る額 又は①×㉝/㉞	㉝	国内における特定ガス供給 業に係る期末の従業員数	㉞
控除対象額 ㉛×㉞/㉜、㉜×㉞/㉝、㉝×㉞/㉞ ㉞×㉞/㉞、㉞×㉞/㉞又は㉞×㉞/㉞	㉞	国内における事務所又は 事業所の期末の従業員数	㉞
0			
付加価値額から控除する額の計算			
報酬給与額 別表5の2㉟	㉟ 10,800,000,000 ^[円]	雇用安定控除調整率 (㉟-㊱)/㉟	㊱ 7,560,000,000 10,800,000,000
雇用安定控除額 別表5の2㊱	㊱ 3,240,000,000	付加価値額からの控除額 ㉟×㊱、㉟×㊱又は㊱×㊱	㊱ 335,300,000 ^[円]

法人名	A 株式会社	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
		法人番号					
事業年度	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで						

付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の2第1項第3号に掲げる事業）

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算				資 本 金 等 の 額 の 計 算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2⑬又は別表5の3⑫	①	10800000000	資本金等の額 下記⑬若しくは下記⑭又は別表5の2の3⑯、 同表⑱、同表⑲、同表⑳若しくは同表㉑	⑫	2000000000	
	純支払利子 別表5の2の2⑭又は別表5の4⑬	②		当該事業年度の月数	⑬	12月	
	純支払貸借料 別表5の2の2⑮又は別表5の5⑭	③		⑫ × ⑬ / 12	⑭	2000000000	
	収益配分額 ① + ② + ③	④	10800000000	控除額計 別表5の2の3⑯、同表⑱若しくは 同表㉑又は別表5の2の4⑰	⑮		
単年度損益	第6号様式⑮又は別表5⑮	⑤	1500000000	差引	⑮ - ⑭	2000000000	
付加価値額	④ + ⑤	⑥	12300000000	⑮のうち1,000億円以下の金額	⑰	2000000000	
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合	① / ④	⑦	100 %	(⑮のうち1,000億円を超え 5,000億円以下の金額) × 50 / 100	⑱		
雇除用額	④ × 70 / 100	⑧	7560000000	(⑮のうち5,000億円を超え 1兆円以下の金額) × 25 / 100	⑲		
雇除用額の定額控除	雇除用額	⑧	7560000000	仮計	⑰ + ⑱ + ⑲	2000000000	
雇除用額の定額控除	⑧ - ⑧	⑨	3240000000	国内における所得等課税事業に係る 期末の従業員数	㉑		
雇除用者給与等支給増加額	別表5の6の3⑳	⑩	335300000	国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業員数	㉒		
課税標準となる付加価値額	⑥ - ⑨ - ⑩	⑪	8724700000	国内における特定ガス供給業に係る 期末の従業員数	㉓		
				計	⑰ + ⑱ + ⑲		
				課税標準となる資本金等の額 ⑫又は⑬×⑭/⑬、⑮×⑱/⑱若しくは⑮×⑲/⑲	⑳	2000000000	

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ㉖	当期中の減少額 ㉗	当期中の増加額 ㉘	差引期末現在の金額 ㉙ (㉖ - ㉗ + ㉘)
資本金等の額 又は出資金の額	1 2000000000			2000000000
資本金等の額及び資本準備金 の額の合算	2 2000000000			2000000000
法人税の資本金等の額	3 2000000000			2000000000
期中に金額の増減が あった場合の理由等				

設例 4

❖第六号様式別表五の二、第六号様式別表五の六の三 記載の順序

第六号様式別表五の二（以下「別表五の二」という）の作成に当たっては、第六号様式別表五の六の三（以下「別表五の六の三」という）を作成した上で、別表五の六の三で計算した金額をもとに別表五の二を作成するという手順で行う。

別表五の六の三について、法人事業税の外形標準課税の付加価値額における賃上げ促進税制（以下「本税制」という）の適用可否の判定から継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算まで（「①」欄から「③③」欄の各欄）の基本的な記載手順は、法人税別表六（二十四）及び同付表一と同様である。なお、労働者派遣等をしている法人は、「労働者派遣等をした法人の計算」（「③④」欄から「③⑧」欄の各欄）を、地方税法 72 条の 2 第 1 項 1 号、3 号、4 号に掲げる事業のうち、2 以上の事業を併せて行う法人は、「事業税を課されない事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち 2 以上の事業を併せて行う法人の計算」（「③⑨」欄から「④⑥」欄の各欄）をそれぞれ記載する。

最後に「付加価値額から控除する額の計算」（「④⑦」欄から「⑤⑩」欄の各欄）を記載し付加価値額からの控除額を計算する。

別表五の二の作成に当たっては、別表五の六の三で算出した額を「雇用者給与等支給増加額」（「⑩」欄）に記載する。

【第六号様式別表五の六の三】

❖左上表題欄の記載及び「①」欄から「③③」欄の各欄の記載

別表五の六の三左上の表題欄の記載は地方税法 72 条の 2 第 1 項 1 号、3 号、4 号に掲げる事業のうち、該当する事業の号数を線で囲む。

なお、2 以上の事業を併せて行う法人は、次の計算手順により控除対象雇用者給与等支給増加額等（「④④」欄又は「③⑧」欄）を事業ごとに按分計算することにより、控除対象額を算定する〔労働者派遣等をした法人の計算（「③④」欄から「③⑧」欄の各欄）も同様〕。

<計算手順 1>

$$\begin{array}{l} \text{調整雇用者} \\ \text{給与等支給額} \end{array} \begin{array}{c} \times \\ \text{（「⑪」欄）} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{各事業に係る期末の従業者数} \\ \text{（「④③」欄から「④⑤」欄）} \\ \text{国内全体の期末の従業者数} \\ \text{（「④⑥」欄）} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{各事業の調整雇用者給与等支給額（A）} \\ \text{（「③⑨」欄から「④①」欄の各欄）} \end{array}} =$$

<計算手順 2>

$$\begin{array}{l} \text{控除対象雇用者} \\ \text{給与等支給増加額等} \\ \text{（「⑭」欄又は「③⑧」欄）} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{A} \\ \text{（「③⑨」欄から「④①」欄の各欄）} \\ \text{国内全体の調整雇用者給与等支給額（「⑪」欄）} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{A} \\ \text{（「③⑨」欄から「④①」欄の各欄）} \end{array}} = \begin{array}{c} \text{控除対象額} \\ \text{（「④②」欄）} \end{array}$$

- ❶ A 株式会社は、地方税法 72 条の 2 第 1 項 3 号、4 号に掲げる電気供給業等には該当しないため、「第 1 号」を線で囲む。
- ❷ 「①」欄には、適用年度の期末現在の資本金の額又は出資金の額を記載する。
本設例では「2,000,000,000」を記載する。
- ❸ 「②」欄には、適用年度の期末現在の常時使用する従業員の数を記載する。
本設例では「2,100」を記載する。
- ❹ 「③」欄には、本税制の適用可否を記載する。
本設例では、「①」欄が 10 億円以上、「②」欄が 1,000 人以上であり、「マルチステークホルダー方針の公表に係る要件」を検討した上で、当該要件を満たしている場合には、本税制の適用を受けることができるため、「可」を記載する。

❖「雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算」（「⑮」欄から「⑲」欄の各欄）の記載

「⑮」欄から「⑲」欄では、「雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額」を計算する。具体的には、適用年度に係る各種金額を記載する。

- ❺ 「⑮」欄には、適用年度に損金の額に算入された国内雇用者に対する給与等の支給額を記載する。役員、使用人兼務役員及び役員の特殊関係者は、国内雇用者の範囲から除かれる。また、給与等の範囲について、損金に算入される額が対象となるため、別表四、五の調整項目の有無についても確認する必要がある（以下❶、❷、❸において同様）。

本設例では「10,479,000,000」を記載する。

- ⑥ 「⑬」欄には、適用年度に国内雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合に、その金額を記載する（他の者から支払を受ける金額は、雇用安定助成金額を含む金額を記載する）。

本設例では「20,000,000」を記載する。

- ⑦ 「⑭」欄には、適用年度に国内雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額のうち雇用安定助成金額がある場合に、その金額を記載する。

本設例では、適用年度における国内雇用者に対する雇用安定助成金額は0のため、記載を要しない。

- ⑧ 「⑮」欄には、「⑮」欄－「⑬」欄＋「⑭」欄で計算した金額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。ここで計算した金額は、「⑧」欄に転記する。この計算式により、要件判定において雇用安定助成金額を他の者から支払を受ける金額に含めないことが確認できる。

本設例では、10,479,000,000（「⑮」欄）－20,000,000（「⑬」欄）＋0（「⑭」欄）の計算結果である「10,459,000,000」を記載する。

- ⑨ 「⑯」欄には、「⑮」欄－「⑬」欄で計算した金額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。ここで計算した金額は、「⑪」欄に転記する。また、雇用安定助成金額は、上記⑧とは異なり、他の者から支払を受ける金額に含めて計算する。

本設例では、10,479,000,000（「⑮」欄）－20,000,000（「⑬」欄）の計算結果である「10,459,000,000」を記載する。

❖「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」（「⑳」欄から「㉔」欄の各欄）の記載

「㉑」欄から「㉔」欄では「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額」を計算する。具体的には、前事業年度に係る各種金額等を記載する。

- ⑩ 「㉑」欄には、適用年度の前事業年度を記載する。

本設例では、上段に「令5・4・1」、下段に「令6・3・31」を記載する。

- ⑪ 「㉒」欄には、前事業年度における国内雇用者に対する給与等の支給額を記載する。

本設例では「10,000,000,000」を記載する（上記⑤参照）。

- ⑫ 「㉓」欄には、前事業年度に国内雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合に、その金額を記載する（他の者から支払を受ける金額は、雇用安定助成金額を含む金額を記載する）。

本設例では「90,000,000」を記載する。

- ⑬ 「⑲」欄には、国内雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額のうち雇用安定助成金額がある場合に、その金額を記載する。

本設例では「70,000,000」を記載する。

- ⑭ 「㉔」欄は、分子に適用年度の月数を、分母に「㉒」欄に記載した前事業年度の月数をそれぞれ記載する。なお、適用年度の月数と前事業年度の月数が異なる場合は、比較雇用者給与等支給額について一定の調整計算が必要となるが、本設例は月数が同一のため調整計算は不要である。

本設例では、分母と分子のいずれにも「12」を記載する。

- ⑮ 「㉕」欄には、 $(「㉑」欄 - 「㉒」欄 + 「㉓」欄) \times 「㉔」欄$ で計算した金額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。ここで計算した金額は、「⑨」欄に転記する。この計算式により、要件判定において雇用安定助成金額を他の者から支払を受ける金額に含めないことが確認できる。

本設例では、 $[10,000,000,000 (「㉑」欄) - 90,000,000 (「㉒」欄) + 70,000,000 (「㉓」欄)] \times 12/12 (「㉔」欄)$ の計算結果である「9,980,000,000」を記載する。

- ⑯ 「㉖」欄には、 $(「㉑」欄 - 「㉒」欄) \times 「㉓」欄$ で計算した金額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。ここで計算した金額は、「⑫」欄に転記する。また、雇用安定助成金額は、上記⑮とは異なり、他の者から支払を受ける金額に含めて計算する。

本設例では、 $[10,000,000,000 (「㉑」欄) - 90,000,000 (「㉒」欄)] \times 12/12 (「㉔」欄)$ の計算結果である「9,910,000,000」を記載する。

❖「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」（「㉗」欄から「㉓」欄の各欄）の記載

「㉗」欄から「㉓」欄では、本税制の要件判定の基礎となる「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額」を記載する。

ここでは雇用安定助成金額（「㉑」欄）は、給与等支給額から控除せずに計算する。これは、本税制の要件判定をする際、継続雇用者給与等支給額の前資が、雇用安定助成金から法人の自己資金に変わったことのみで、継続雇用者給与等支給額が増加していない場合でも増加したとして要件判定をすることが、本税制の趣旨にそぐわないためである（例えば、前事業年度は雇用安定助成金を受けているが、適用年度は受けていない場合に、雇用安定助成金額を控除すると継続雇用者給与等支給額が増加していない場合でも、本税制の適用が可能となる不合理が生じる可能性がある）。

一方、税額控除限度額の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額の計算では、雇用安定助成金額は控除し、税額控除額の対象から除外して計算する。

- ⑰ 「㉔の1」欄には、適用年度における国内雇用者給与等支給額のうち、継続雇用者に対する給与等の支給額を記載する（上記⑤参照）。

本設例では「10,000,000,000」を記載する。

- ⑱ 「㉕の1」欄には、適用年度に継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合に、その金額を記載する（他の者から支払を受ける金額は、雇用安定助成金額を含む金額を記載する）。

本設例では「15,000,000」を記載する。

- ⑲ 「㉖の1」欄には、適用年度に継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額のうち雇用安定助成金額がある場合に、その金額を記載する。

本設例では、適用年度における継続雇用者に対する雇用安定助成金額は0のため、記載を要しない。

- ㉒ 「㉑の1」欄には、「㉔の1」欄－「㉕の1」欄＋「㉖の1」欄で計算した金額を記載する。この計算式により、要件判定において雇用安定助成金額を他の者から支払を受ける金額に含めないことが確認できる。

本設例では、10,000,000,000（「㉔の1」欄）－15,000,000（「㉕の1」欄）＋0（「㉖の1」欄）の計算結果である「9,985,000,000」を記載する。

- ㉓ 「㉑の1」欄には、「㉑の1」欄の金額を記載する。ここで計算した金額は、「㉒」欄に転記する。

本設例では「9,985,000,000」を記載する。

- ㉔ 「㉗の2」欄には、適用年度の前事業年度を記載する。なお、適用年度の月数と前事業年度の月数が異なる場合は、継続雇用者比較給与等支給額について、一定の調整計算が必要となるが、本設例は月数が同一のため調整計算は不要である。

本設例では、上段に「令5・4・1」、下段に「令6・3・31」を記載する。

- ㉕ 「㉔の2」欄には、前事業年度における国内雇用者給与等支給額のうち、継続雇用者に対する給与等の支給額を記載する（上記⑤参照）。

本設例では「9,527,000,000」を記載する。

- ㉖ 「㉕の2」欄には、前事業年度に継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合に、その金額を記載する（他の者から支払を受ける金額は、雇用安定助成金額を含む金額を記載する）。

本設例では「60,000,000」を記載する。

- ㉗ 「㉖の2」欄には、前事業年度に継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額のうち雇用安定助成金額がある場合に、その金額を記載する。

本設例では「40,000,000」を記載する。

- ㉘ 「㉑の2」欄には、「㉔の2」欄－「㉕の2」欄＋「㉖の2」欄で計算した金額を記載する。この計算式により、要件判定において雇用安定助成金額を他の者から支払を受ける

金額に含めないことが確認できる。

本設例では、9,527,000,000（「⑳の2」欄）－ 60,000,000（「㉑の2」欄）＋ 40,000,000（「㉒の2」欄）の計算結果である「9,507,000,000」を記載する。

- ㉔ 「㉓の2」欄には、「㉑の2」欄の金額を記載する。ここで計算した金額は、「⑤」欄に転記する。

本設例では「9,507,000,000」を記載する。

❖ 「調整雇用者給与等支給増加額の計算」（「⑧」欄から「⑭」欄の各欄）の記載

「⑧」欄から「⑭」欄では、本税制の税額控除限度額の計算基礎となる「控除対象雇用者給与等支給増加額」を「⑱」欄、「㉕」欄、「⑲」欄、「㉖」欄で計算した金額を転記して計算する。

ここで計算する調整雇用者給与等支給増加額は、雇用安定助成金額を含めて他の者から支払を受けた金額を控除した雇用者給与等支給額であり、税額控除限度額の計算の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額の計算に使用する。

- ㉘ 「⑧」欄には、「⑱」欄の金額から雇用者給与等支給額を転記する。

本設例では「10,459,000,000」を記載する。

- ㉙ 「⑨」欄には、「㉕」欄から比較雇用者給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「9,980,000,000」を記載する。

- ㉚ 「⑩」欄には、「⑧」欄から「⑨」欄を控除した残額である雇用者給与等支給増加額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。

本設例では、10,459,000,000（「⑧」欄）－ 9,980,000,000（「⑨」欄）の計算結果である「479,000,000」を記載する。

- ㉛ 「⑪」欄には、「⑲」欄から調整雇用者給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「10,459,000,000」を記載する。

- ㉜ 「⑫」欄には、「㉖」欄から調整比較雇用者給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「9,910,000,000」を記載する。

- ㉝ 「⑬」欄には、「⑪」欄から「⑫」欄を控除した残額である調整雇用者給与等支給増加額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。

本設例では、10,459,000,000（「⑪」欄）－ 9,910,000,000（「⑫」欄）の計算結果である「549,000,000」を記載する。

- ㉞ 「⑭」欄には、「⑩」欄と「⑬」欄のうち、少ない金額である控除対象雇用者給与等支給増加額を記載する。

本設例では、479,000,000（「⑩」欄）と 549,000,000（「⑬」欄）のうち、少ない金額で

ある「479,000,000」を記載する。

❖「継続雇用者給与等支給増加割合の計算」（「④」欄から「⑦」欄の各欄）の記載

「④」欄から「⑦」欄では、「③③の①・②」欄で計算した金額を転記して「継続雇用者給与等支給増加割合」を計算する。

ここでは、本税制の要件判定に必要な継続雇用者給与等支給増加割合を計算する。

- ③⑤ 「④」欄には、「③③の 1」欄から継続雇用者給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「9,985,000,000」を記載する。

- ③⑥ 「⑤」欄には、「③③の 2」欄から継続雇用者比較給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「9,507,000,000」を記載する。

- ③⑦ 「⑥」欄には、「④」欄から「⑤」欄を控除した残額である継続雇用者給与等支給増加額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0 を記載する。

本設例では、9,985,000,000（「④」欄）－ 9,507,000,000（「⑤」欄）の計算結果である「478,000,000」を記載する。

- ③⑧ 「⑦」欄には、「⑥」欄を「⑤」欄で除した割合である継続雇用者給与等支給増加割合を記載する。なお、「⑤」欄に記載された金額が0の場合は、0 を記載する。

本設例では、次の計算式のとおり「0.050278…」となるため、小数点以下第2位までとなる「0.05」を記載する。

なお、法令（措法42の12の5）では端数処理について規定がなく、継続雇用者給与等増加割合は「0.03以上」であるか否かにより判定することから、その桁数の判定に必要な小数点以下第2位までの数値を表示している。

（「④」欄）	（「⑤」欄）	（「⑥」欄）	
9,985,000,000 円	－ 9,507,000,000 円	（＝ 478,000,000 円）	
			÷ 0.050278… ≥ 3%
9,507,000,000 円			
（「⑤」欄）			

❖「付加価値額から控除する額の計算」（「④⑦」欄から「⑤⑩」欄の各欄）の記載

「④⑦」欄から「⑤⑩」では、別表五の二「①」欄及び「⑨」欄に記載した金額を転記して「付加価値額からの控除額」を計算する。

- ③⑨ 「④⑦」欄には、別表五の二「①」欄の給与報酬額の金額を転記する。

本設例では、「10,800,000,000,000」を記載する。

- ④⑩ 「④⑧」欄には、別表五の二「⑨」欄の雇用安定控除額を転記する。

本設例では、「3,240,000,000」を記載する。

- ④⑪ 「④⑨」欄には、分子に「④⑦」欄－「④⑧」欄で計算した金額、分母に「④⑦」欄の金額を記載する。

本設例では、分子に 10,800,000,000（「④⑦」欄）－ 3,240,000,000（「④⑧」欄）の計算結果である「7,560,000,000」を、分母に「10,800,000,000」を記載する。

- ④⑫ 「⑤⑩」欄には、「①④」欄×「④⑨」欄、「③⑧」欄×「④⑨」欄又は「④⑫」欄×「④⑨」欄で計算した金額を記載する。

本設例では、次の計算式のとおり「335,300,000」を記載する。

$$\frac{479,000,000 \text{ 円} \times 7,560,000,000 \text{ 円 (「④⑦－④⑧」欄)}}{10,800,000,000 \text{ 円 (「④⑦」欄)}} \text{ (「④⑨」欄)} = 335,300,000 \text{ 円}$$

なお、「①④」欄の控除対象雇用者給与等支給増加額の全額が、付加価値額からの控除の対象とならない理由は、付加価値額の計算の際には雇用安定控除額（別表五の二「⑨」欄）が減額されることから、その雇用安定控除額の中に含まれている控除対象雇用者給与等支給増加額部分を控除しなければならないためである。

【第六号様式別表五の二】

❖ 「雇用者給与等支給増加額」（「⑩」欄）の記載

「⑩」欄では、外形標準課税付加価値額の課税標準となる額から控除することとなる「雇用者給与等支給増加額」を記載する。

- ④⑬ 「⑩」欄には、別表五の六「③④」欄又は別表五の六の三「⑤⑩」欄の金額を転記する。

本設例では、別表五の六の三「⑤⑩」欄の「335,300,000」を記載する。